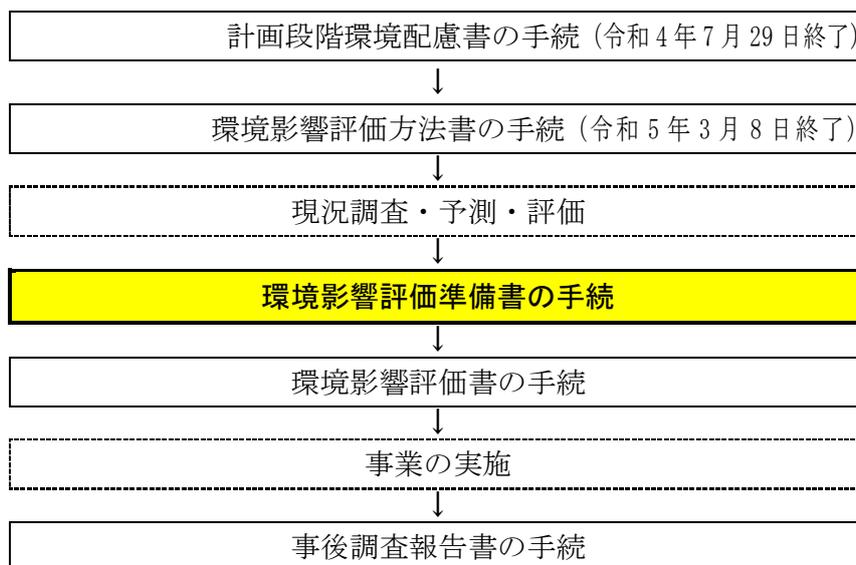


## 「京都プロジェクト（仮称）」に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて（第1類事業※）

※ 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業（建築物の延べ面積が50,000㎡以上であり、かつ、建築物の高さが31mを超えるものに限る。）

### 1 京都市環境影響評価等に関する条例による手続の流れ



### 2 事業アセスメント手続（環境影響評価準備書）

令和6年11月7日	環境影響評価準備書の提出
11月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告</li> <li>・縦覧開始（環境保全創造課窓口及び事業者ホームページ）</li> <li>・市民意見募集の開始</li> </ul>
11月23日	事業者による環境影響評価準備書説明会開催
12月12日	縦覧終了
12月17日	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）
令和7年1月26日	公聴会の開催（公述人1人）
<b>2月26日（本日）</b>	<b>京都市環境影響評価審査会の開催（審議）</b>
3月下旬～4月上旬*	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申）
*以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申を基に市長意見を作成し、事業者へ通知</li> <li>・公告</li> <li>・縦覧開始（環境保全創造課窓口）</li> </ul>